

令和元年12月20日

議 事 録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については〇で消しています。

福島県耶麻郡北塩原村農業委員会

令和元年度北塩原村農業委員会総会（令和元年12月定例会） 議事録

1. 開催日時

令和元年12月20日（金）午後4時00分～5時17分

2. 開催場所

北塩原村役場集会室1・2

3. 出席委員

	議席	氏名	出欠
会長	7	星源嗣	出
会長職務代理者	6	遠藤俊一	出
農業委員	1	伊藤義人	欠
〃	2	中川博之	出
〃	3	岩田多吉	出
〃	4	二瓶睦夫	出
〃	5	蓮沼喜久雄	出
農地利用最適化推進委員	—	奥川維之	出
〃	—	佐藤誠一	出
〃	—	五十嵐好則	出
〃	—	安部嘉久	出
〃	—	齋藤隆男	出
〃	—	小椋功	出

※ 出席委員 農業委員6名 在任委員（7名）の過半数に達したので、本会は成立した。

※ 今月は全体での協議事項があるため、農地利用最適化推進委員6名中6名出席。

4. 欠席委員

1番 伊藤 義人委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の選任

第2 会期の決定

第3 業務報告及び今後の予定

第4 報告事項

- ・農地法第18条の規定による合意解約について

- ・令和元年度利用状況調査及び荒廃農地の発生・解消状況に関する調査結果について

第5 提出議案

議案第1号

現況確認証明申請について

議案第2号

農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第3号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

- ・番号1～3番 賃借権設定

第6 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 相原 哲也

事務局主任主査 渡部 達也

事務局主査 須藤 真由美

7. 会議の内容

○事務局長

ただいまより、令和元年度北塩原村農業委員会定例総会12月定例会を開会いたします。
それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長

(挨拶)

○事務局長

会長ありがとうございました。総会の議長は、北塩原村農業委員会会議規則第4条によりまして会長が行う事になっておりますので、会長をお願いいたします。

○議長

暫時議長を務めさせていただきます。本日の会議の案件はお手元に配布のとおりでございます。会議に先立ち本日の出席委員の確認を行います。1番、伊藤義人委員より欠席する旨

の届出がありました。只今の出席委員は農業委員7名中6名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。また、今月は、農地利用最適化推進委員6名全員にも出席いただいております。

○議長

それでは、北塩原村農業委員会会議規則第13条の規定による議事録署名委員の指名でございますが、本職より指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認め、5番、蓮沼喜久雄委員、2番、中川博之委員の両名を指名いたします。

○議長

お諮りいたします。会期の決定については、議案の関係上本日1日とすることにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認め、会期は本日1日と決しました。

○議長

それでは、業務報告及び今後の業務予定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

座ったままで失礼いたします。提出議案の2ページをご覧ください。初めに(1)の業務報告から説明いたします。1番、11月27日、令和元年度農業者年金加入推進セミナーが東京都港区のメルパルクホールで開催されまして、会長が出席しております。2番、翌日の11月28日、本県選出国會議員への要請集会在東京都千代田区にあります弘済会館で開催されまして、会長が出席しております。3番、同日となりますが、令和元年度全国農業委員会会長代表者集会在、東京都港区のメルパルクホールで開催されまして、会長が出席しております。4番、本日でございますが、北塩原村農業委員会総会12月定例会を開催しております。続きまして、(2)の今後の業務予定でございますが、1番、1月15日、令和元年度後期農業委員会会長・事務局長研修会が福島県青少年会館で開催され、会長と事務局長が出席予定となっております。2番、1月20日、北塩原村農業委員会総会1月定例会を集会室1・2で開催いたします。なお、事前案内となりますが、こちらに記載してありますとおり、1月29日(水)に、令和元年度会津若松地方農業委員会連合会研修会が会津若松市文化センターで開催されます。時間は13時から15時20分の予定となっております。出欠の確認については、年が明けてから、来月の総会の開催通知と併せて、お送りしますので、よろしく願いいたします。なお、毎年開催されておりました、令和元年度後期農業委員・農地

利用最適化推進委員研修会については、今年度は実施されません。以上で、業務報告並びに今後の業務予定について朗読と説明を終わります。

○議長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。以上で業務報告及び今後の業務予定について終了します。

○議長

それでは報告事項に入ります。1点目、農地法第18条の規定による合意解約について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の3ページから4ページをご覧ください。報告事項の1点目、農地法第18条の規定による合意解約について説明いたします。こちらの件については、平成23年3月21日に開催された農業委員会総会において、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画について承認され、同月30日付けで公告された件でございます。貸し手は現在若松市在住の〇〇〇さん。借り手は北山字〇〇の〇〇〇さん。利用権（賃借権）の合意による全部解約となります。解約に至った理由としましては、貸し手・借り手双方で話し合いが行われ、合意がなされたので、今回解約をするということでございます。なお、解約された農地につきましては、一部、〇〇の〇〇〇さんが借り受けて耕作をする予定となっているとのことで、今後申請があがってくると思われます。以上、農地法第18条の規定による合意解約について朗読並びに説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。以上で、農地法第18条の規定による合意解約について終了いたします。

○議長

続いて、報告事項の2点目、令和元年度農地利用状況調査及び荒廃農地の発生・解消状況に関する調査結果について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の5ページから6ページをお開きください。報告事項の2点目、令和元年度農地

利用状況調査及び荒廃農地の発生・解消状況に関する調査結果について、報告いたします。こちらにつきましては、管内にある農地の利用状況等について、9月10日から18日までの間に、担当地区ごとに分かれて調査を実施いたしました。調査日、調査地区、調査委員等の一覧につきましては6ページに載せております。委員の皆様におかれましてはお忙しい中、ご協力いただきましてありがとうございます。それでは、調査結果を報告いたします。5ページをご覧ください。委員の皆さんと共に現場を歩きまして、農地の状況を確認し、荒廃農地の区分により、再生可能なA分類又は再生困難なB分類に判断した農地を集計しております。令和元年度の調査結果につきましては、上の方の太枠で囲っている欄になります。まず、A分類と判断された農地ですが、田が97,199㎡、畑が335,137㎡となりました。続いて、B分類と判断された農地は、田が143,715㎡、畑が863,051㎡となりました。上の平成30年度の結果と見比べていただくと分かりやすいと思いますが、前年度より若干A分類は減っておりますが、その分、B分類の再生困難な農地が増えておりますので、さらに荒廃が進んでいる状況であると思えると思います。続いて、その下の調査内訳の欄については、文字が小さくて申し訳ありませんが、今年度(令和元年度)に荒廃の区分が変更となった農地を字ごとにまとめて載せております。今回の調査で新たに発生した荒廃農地は39筆。この一覧の中では、新規発生や再発生となっているものが該当いたします。新規発生地以外については、昨年度よりもさらに荒廃が進み、A分類からB分類へと判断したもの、現況確認証明により農地ではなくなったもの、草刈り等により管理又は作付されていた農地で解消されていると判断したものなどがございました。最後に5ページの1番下をご覧くださいいただきたいのですが、参考としまして、耕作放棄地率を算出したところ、村内農地面積の約2割が耕作放棄地化している状況でございます。前年度と比較しても、若干ですが増加している状況でございました。なお、今回の調査結果につきましては、今後、県へ報告するとともに、今回新たにA分類と判断された農地の所有者に対しては、意向調査を実施いたします。上記のとおり提出いたします。令和元年12月20日提出、北塩原村農業委員長星源嗣。以上、報告事項の朗読並びに説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。それでは、本件に関し、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。以上で、令和元年度農地利用状況調査及び荒廃農地の発生・解消状況に関する調査結果について終了するとともに、調査結果を県へ報告することといたします。

○議長

それでは議事に入ります。議案第1号、「現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の7ページをご覧ください。議案第1号、現況確認証明申請について説明いたします。次の現況確認証明申請について意見を求めるものでございます。番号1番、1、申請人の方は、〇〇〇さん、喜多方市〇〇の方でございます。2、申請する土地の所在地及び面積等については、大塩字〇〇7124番、登記は畑、現況は原野、面積は9.91㎡、大塩字〇〇7481番、登記は畑、現況は山林、面積、142㎡の2筆でございます。3、証明を求める理由は、土地地目変更登記のため。4、非農地化した経過につきましては、宮ノ下の土地は約50年前まで耕作していましたが、傾斜がきつく畑が狭かったため、次第に耕作しなくなり原野化してしまったとのことです。また、二枚畑の土地は、隣接地が杉を植林していたので日当たりが悪く、思うように野菜の収穫ができなかったため、約40年前に隣接地と同じく杉を植林し、現在に至っているとのこととございました。5、調査内容についてですが、申請位置は農振農用地区域外の農地となり、農地、非農地の判断につきましては、非農地と判断しております。現況判断の理由は、現状は雑草や雑木が生い茂る荒地で、約40年～50年以上耕作されておらず、原野又は山林と判断した。また、土地の状況等も悪く、思うように野菜の収穫ができないということ、居住地から申請地まで距離があるということから、今後も畑として使用するのは困難であると考えられるためでございます。地元農業委員の意見としまして、現況確認者の遠藤俊一委員、星源嗣委員、五十嵐好則委員の3名に確認していただきましたところ、証明の可否につきましては「可」と提出いただいております。なお、8ページに申請地位置図、9～10ページに申請箇所図、11ページに現況写真を載せておりますので、ご確認願います。上記のとおり提出いたします。令和元年12月20日提出、北塩原村農業委員会長星源嗣。以上で議案第1号の朗読並びに説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、6番、遠藤俊一委員より調査結果について、意見を願います。

○6番、遠藤俊一委員

今週の火曜日、会長、五十嵐委員、事務局と申請人の代理人である〇〇〇さん、5名で現地調査をしてきました。写真のとおり農地に復活させるのは無理だと判断しましたので、許可相当といたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。同じく調査委員であります、五十嵐好則委員より推進委員としての意見があれば願います。

○推進委員、五十嵐好則委員

はい。遠藤委員と同じ意見です。

○議長

ありがとうございました。

○議長

それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○3番、岩田多吉委員

この写真を見る限りではそんなに悪い農地には見えないけどな。

○推進委員、五十嵐好則委員

のり面のところだよ。斜面になってるところ。

○6番、遠藤俊一委員

写真の撮り方が悪いから、分かりづらいんだ。

○3番、岩田多吉委員

こっちがよ。この斜面になってる方。これじゃ耕作は無理だな。

○議長

他にご意見ご質問はありませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。議案第1号について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。議案第1号、現況確認証明申請について、申請内容の通り証明することといたします。

○議長

続いて、議案第2号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の12ページをご覧ください。議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、説明いたします。次の農地法第3条第1項の規定による許可申請について意見を求めるものでございます。番号1番、1. 申請当事者の氏名等について、譲渡人は、〇〇〇さん、〇〇歳、喜多方市〇〇〇の方、譲受人は、〇〇〇さん、〇〇歳、大字大塩字〇〇の方でございます。2. 申請する農地の所在地及び面積でございますが、大塩字〇〇の農地3筆、面積の合計は173.91㎡でございます。3. 権利を設定しようとする事由について、譲渡人としましては、他の土地と交換のため。譲受人としましては、経営規模の拡大及

び他の土地と交換のためでございます。4、権利を設定しようとする契約の内容について、権利の種類は、所有権移転。権利の設定時期は、農業委員会の許可日以降の令和2年1月。権利の存続期間は、永年。土地の対価は、今回は交換のため無償でございます。5、権利を設定しようとする者の耕作及び所有地の状況等につきましては記載のとおりでございます。申請地位置図、申請箇所図につきましては、13ページから14ページのそれぞれ赤枠で囲われたところとなりますのでご確認願います。地元農業委員の意見としまして、遠藤俊一委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。また、農地法第3条第2項各号の判断については、許可要件を満たしていると考えますので申し添えます。上記のとおり提出いたします。令和元年12月20日提出、北塩原村農業委員長星源嗣。以上で議案第2号の朗読並びに説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して本件の調査委員であります、6番、遠藤俊一委員より調査結果について、意見をお願いいたします。

○6番、遠藤俊一委員

同じく火曜日、〇〇〇さんと話して確認しました。特に問題ないと判断して許可相当としました。よろしく願います。

○議長

ありがとうございました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。議案第2号について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

○議長

続いて、議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題といたします。今月は3件ございます。それでは、議案第1号の番号1番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の15ページをご覧ください。議案第1号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について説明いたします。次の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の

規定に基づく、利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画の作成について、承認を求めるところでございます。こちらは再設定となります。番号1番、1、申請当事者について利用権を設定する者（貸付人）の方ですが、〇〇〇さん、〇〇歳、郡山市在住の方でございます。続いて、利用権の設定を受ける者（借受人）の方ですが、〇〇〇さん、〇〇歳、関屋字〇〇の方でございます。2、利用権を設定する土地ですが、関屋字〇〇22番、地目は田、面積2,877㎡、の1筆でございます。3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。権利の存続期間は令和2年1月1日から令和6年12月31日までの5年間。賃借料の額は年額で32,200円。1反当たりになおしますと約14,000円、水張り面積で算出しているとのことでございます。4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。地元農業委員の意見としまして、岩田多吉委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。なお、申請地位置図、申請箇所図につきましては、16ページから17ページのそれぞれ赤枠で囲われたところとなりますので、ご確認願います。以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので申し添えます。上記のとおり提出いたします。令和元年12月20日提出、北塩原村農業委員会会長星源嗣。以上で議案第1号、番号1番の利用権設定について、朗読並びに説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して本件の調査委員であります、3番、岩田多吉委員より調査結果について意見をお願いいたします。

○3番、岩田多吉委員

はい。12月の3日に〇〇〇君と、私もお借りしている農地があるので一緒に郡山まで行って〇〇〇さんとお話してきました。また、5年間、再設定ということをお願いすると話してきました。なお、18日に双方に電話で再確認をしたところ、間違いがないということだったので、許可相当といたしました。よろしくをお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。番号1番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。番号1番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画

について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

○議長

続いて、番号2番から3番までは岩田多吉委員の案件でございますので、農業委員会法第31条の規定に基づく、議事参与の制限により当該議案の審議開始から終了まで退席となります。岩田多吉委員は退席してください。

(岩田多吉委員 退席)

○議長

それでは、番号2番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の18ページをご覧ください。議案第3号、2件目の利用権設定について説明いたします。こちらは再設定となります。番号2番、1、申請当事者について、利用権を設定する者（貸付人）の方ですが、1番と同じく〇〇〇さん、〇〇歳、郡山市在住の方でございます。続いて、利用権の設定を受ける者（借受人）の方ですが、〇〇〇さん、〇〇歳、関屋字〇〇の方でございます。2、利用権を設定する土地ですが、関屋字〇1276番、地目は田、面積2,411㎡、の1筆でございます。3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。権利の存続期間は令和2年1月1日から令和6年12月31日までの5年間。賃借料の額は年額で28,000円。1反当たりになおしますと約14,000円、水張り面積で算出しているとのことでございます。4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。地元農業委員の意見としまして、蓮沼喜久雄委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。なお、申請地位置図、申請箇所図につきましては、19ページから20ページのそれぞれ赤枠で囲われたところとなりますので、ご確認願います。以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので申し添えます。上記のとおり提出いたします。令和元年12月20日提出、北塩原村農業委員会会長星源嗣。以上で議案第3号、番号2番の利用権設定について、朗読並びに説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して本件の調査委員であります、5番、蓮沼喜久雄委員より調査結果について意見をお願いいたします。

○5番、蓮沼喜久雄委員

はい。こちらについては、貸付人の方が郡山に住んでますので、直接会って確認することができませんでしたので、電話で確認しました。再設定でありますので、特に問題もないと思ひ、許可相当としました。以上です。

○議長

ありがとうございました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。番号2番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。番号2番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。続いて、番号3番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の21ページをご覧ください。議案第3号、3件目の利用権設定について説明いたします。こちらも再設定となります。番号3番、1、申請当事者について、利用権を設定する者(貸付人)の方ですが、〇〇〇さん、〇〇歳、関屋字〇〇の方でございます。続いて、利用権の設定を受ける者(借受人)の方ですが、2番と同じく〇〇〇さんでございます。2、利用権を設定する土地ですが、関屋字〇1278番、地目は田、面積1,982㎡、の1筆でございます。3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。権利の存続期間は令和2年1月1日から令和6年12月31日までの5年間。賃借料の額は年額で22,400円。1反当たりになおしますと約14,000円、水張り面積で算出しているとのことでございます。4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。地元農業委員の意見としまして、蓮沼喜久雄委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。なお、申請地位置図、申請箇所図につきましては、22ページから23ページのそれぞれ赤枠で囲われたところとなりますので、ご確認願います。以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので申し添えます。上記のとおり提出いたします。令和元年12月20日提出、北塩原村農業委員会長星源嗣。以上で議案第3号、番号3番の利用権設定について、朗読並びに説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して本件の調査委員であります、5番、蓮沼喜久雄委員より調査結果について意見をお願いいたします。

○5番、蓮沼喜久雄委員

はい。申請者双方に確認したところ、こちらも同じく再設定でございますので、問題はないと判断し、許可相当といたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。番号3番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。番号3番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。審議が終了いたしましたので、岩田多吉委員の入室を許可します。

(岩田多吉委員 入室)

○議長

以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしましたので、これで議長の座を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○事務局長

ありがとうございました。それではその他になりますが、事務局より1点ございますので、事務局説明をお願いします。

○事務局

(北塩原村農業委員会忘年会について)

○事務局長

その他、皆さまから何かございますでしょうか。

○委員

(なしの声)

○事務局長

無いようですので、以上をもちまして、北塩原村農業委員会定例総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

議長は、会議の次第を作成させ、それが相違ないことを証するため、署名委員とともに署名する。

令和 年 月 日

北塩原村農業委員議長（会長） _____ (印)

議事録署名委員 5番 _____ (印)

議事録署名委員 2番 _____ (印)